平成２３年（フ）第７８４号
熊本県宇土市松山町4143番地
破産者　後藤　明美
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８０４号
熊本市花立２丁目16番32号
破産者　堀田　克利
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９５１号
福岡県久留米市小森野４丁目３番12号
破産者　楢原　宏司
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４００号
札幌市厚別区厚別北１条２丁目４番21号
破産者　藤澤　紀子
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１３６号
札幌市白石区東札幌２条４丁目４番25号　エラン東札幌102号、住民票上の住所札幌市厚別区もみじ台西５丁目１番11号
破産者　杉本　忠夫
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９号
山形県最上郡金山町大字金山452番地７
破産者　笹原　義信
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第６０号
山形県新庄市大町４番９号、前住所東京都西東京市ひばりが丘１丁目13番14―107号
破産者　今田　実奈
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１１２号
埼玉県春日部市豊町２丁目15番地８ローズガーデン春日部豊町105号
破産者　坂本　　衛
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
埼玉県越谷市大字袋山2018番地４、住民票上の住所埼玉県越谷市大字下間久里871番地10
破産者　江原　隆政
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５７９号
埼玉県草加市氷川町781番地１　岩田コーポ201号
破産者　菊田　一郎
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５８号
埼玉県越谷市大字南荻島506番地10、旧住所東京都台東区谷中５丁目６番14―305号ディア・コート
破産者　太田　義春
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５９号
埼玉県春日部市上蛭田52番地13、旧住所埼玉県春日部市上蛭田130番地１　エトワールＳＴ201号
破産者　角田　賢二
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
愛知県小牧市大字本庄2614番地151　パストラル本庄Ｂ棟101号、開始決定時の住所愛知県犬山市大字犬山字東古券341番地11
破産者　中田　雅也
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１４５号
愛知県小牧市大字本庄2614番地151　パストラル本庄Ｂ棟101号、開始決定時の住所愛知県小牧市大字本庄2588番地109
破産者　中田　和子
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１９６４号
大阪市西成区鶴見橋１丁目９番３号、開始決定時の住所大阪市西成区長橋２丁目４番15号
破産者　山田哲夫こと　車　　尚哲
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７８４号
福岡県筑紫野市俗明院２丁目９番１号、前住所福岡市博多区東光２丁目16番29―1208号
破産者　田原ひとみ
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８９号
福岡市南区平和２丁目１番11号
破産者　坂部　猛幸
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７７号
福岡県糟屋郡宇美町宇美２丁目７番５号シティコート宇美103号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1118番地28
破産者　八田　順二
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１４号
長崎県長崎市愛宕１丁目36番21号
破産者　本石奈保美
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係